



島根県報

平成22年3月31日（水）
号外第57号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則	（障害者福祉課）	2
島根県ひとにやさしいまちづくり審議会規則の一部を改正する規則	（ " ）	2

公布された条例等のあらまし

◇島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（規則第30号）

1 規則の概要

課の名称変更に伴う様式の整理（様式第5号の2・様式第5号の3関係）

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇島根県ひとにやさしいまちづくり審議会規則の一部を改正する規則（規則第31号）

1 規則の概要

課の名称変更に伴う規定の整理（第7条関係）

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規**則**

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第30号

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年島根県規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第5号の2裏面及び様式第5号の3裏面中「健康福祉部障害者福祉課」を「健康福祉部障がい福祉課」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

島根県ひとにやさしいまちづくり審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第31号

島根県ひとにやさしいまちづくり審議会規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり審議会規則（平成10年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第7条中「健康福祉部障害者福祉課」を「健康福祉部障がい福祉課」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。